

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月4日提出

幸手市長 木村純夫

専決第1号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年2月19日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 埼玉県幸手市中1丁目1番43号

氏名 センチュリー幸手管理組合 ○○○ ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和元年12月6日、午後2時50分頃、幸手市中1丁目4328番2地先の道路上にあった、カラーコーンに接触し破損させたものである。

3 損害賠償額

金305円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

カラーコーン代 305円

合 計 305円